

11月は仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)推進期間です

福岡県内の企業・働く皆様へ

11月16日(水)、 ノー残業デー にしませんか

今日は定時で
家庭に帰るぞー!!

— 福岡労働局では、福岡県内の企業・団体に一斉ノー残業デーの実施を呼びかけています —

「ノー残業デー」って何ですか？

「ノー残業デー」とは、その日は残業をせず、定時(所定労働時間)で退社することです。

効率的に働くためには、「毎日残業」ではなく、働き方にメリハリをつけることも重要です。

ノー残業デーを導入し、それを踏まえた生産計画等を立ててください。

この取組の目的は？

この度の取組は、既にノー残業デーを導入している企業等には、その取組を再確認してもらうとともに、まだノー残業デーを導入していない企業等には、これを機会にノー残業デーを導入していただく「きっかけ」になればと思っています。

去年は11月19日に呼びかけました

事前に実施したアンケートでは、県内1,762事業場からご回答をいただきました。

- 1 このうち、865事業場(49.1%)から、「当日、ノー残業デーとする」旨の回答がありました。
- 2 また、691事業場(39.2%)が既に「ノー残業デー」を導入しており、導入状況は、毎週水曜日とするものが最多(59.0%)でした。
- 3 「ノー残業デー」を導入していない事業場でも、492事業場が「当日、ノー残業デーとする」としており、この取組を機に「ノー残業デー」を制度化したい旨の回答もいただきました。

なんで「11月16日」なんですか？

福岡労働局では、11月を仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)推進期間と位置づけていること。

また、ノー残業デーが最も多く導入されている水曜日を基本とし、月の半ばでもある11月16日(水)を一斉ノー残業デーの日としました。

「一斉」にはできません!!

仕事の内容等から、「一斉」に実施できない企業もあります。そのような場合には、部署ごとに曜日を変えても結構です。ノー残業デーに取り組んでいただければと思います。

また、一部には、労働者個人ごとに設定しているところもあります。

福岡労働局ホームページ (<http://fukuoka-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp>) もご覧ください。

ひとつ「働き方」を変えてみよう!

カエル! ジャパン

Change! JPN 

詳細は、福岡労働局労働基準部監督課へ
(TEL:092-411-4862)

裏面のアンケートにもご協力ください。→